「灘・夢ナリエ」の実施にかかる補助金交付に関する要綱

令和４年８月１日　灘区長決定

（目的）

第１条　この要綱は、「灘・夢ナリエ」（以下、「当該行事」）に関する経費について、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年３月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

（対象者）

第２条　補助事業の対象者は、灘・夢ナリエ実行委員会（以下、「実行委員会」という）とする。

（対象経費）

第３条　補助事業の対象となる経費は、実行委員会が当該年度内に実施する当該行事に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

⑴　当該行事のための会議運営やプログラム作成、消耗品などの事務に要する経費

⑵　当該行事の準備・当日の会場設営・運営・撤去等に要する経費

⑶　その他区長が必要と認める経費

２　前項の規定に関わらず、次の各号に掲げるものは、補助の対象から除外する。

⑴　団体構成員の食料及び飲食を主たる目的とした会合等に係る経費

⑵　団体構成員の人件費及び報酬

⑶　領収書がないなど使途が不明なもの

⑷　その他区長が適当でないと認めたもの

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、予算の範囲内で決定するものとする。

（交付申請）

第５条　実行委員会は、補助金規則第５条第１項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を、当該行事を実施する概ね 30 日前までに区長に提出しなければならない。

⑴　補助金交付申請書（様式第１号）

⑵　構成員名簿

⑶　団体規約又は定款等

⑷　事業計画書

⑸　補助事業に係る収支予算書

⑹　その他区長が必要と認める書類

（交付の決定）

第６条　区長は、補助金規則第６条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後 30 日以内に実行委員会に通知するものとする。

⑴　補助金交付決定通知書（様式第２号）

⑵　その他区長が必要と認める書類

２　区長は、補助金規則第６条第３項による補助金の交付が不適当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって実行委員会に通知するものとする。
⑴　補助金不交付決定通知書（様式第３号）
⑵　その他区長が必要と認める書類
３　区長は、補助金の交付の目的を達成するために必要と思われる場合は、条件を付して補助金の交付の決定を行うことができる。

（補助事業の変更等）
第７条　実行委員会は、補助金規則第７条第１項第１号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第４号）を、同第２号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第５号）を、区長に提出しなければならない。
２　区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第６号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第７号）により、実行委員会に通知するものとする。

（実績報告書の提出）
第８条　実行委員会は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、概ね 30 日以内に区長まで提出しなければならない。
⑴　補助事業実績報告書（様式第８号）
⑵　事業の実施状況がわかる資料
⑶　補助事業に係る収支決算書
⑷　補助金額に係る領収書等の写し
⑸　その他区長が必要と認める書類

（交付額の確定）
第９条　区長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類を前条に規定する補助事業実績報告書を受理後、30 日以内に実行委員会に通知するものとする。
⑴　補助金額確定通知書（様式第９号）
⑵　その他区長が必要と認める書類

（補助金の請求）
第 10 条　実行委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第 10 号）を前条の補助金額確定通知書を受領後、30 日以内に区長に提出しなければならない。
２　前項の請求があったときは、区長は速やかに補助金を実行委員会に支払うものとする。

（補助金の概算払）
第 11 条　実行委員会は、補助金規則第 18 条第２項に基づき補助事業の完了前に概算払を受けようとするときは、第８条に規定する補助金交付決定通知書を受領後、30 日以内に補助金概算払交付請求書（様式第 11 号）を区長に提出しなければならない。

２　前項の請求があったときは、区長は概算払の必要性を精査し、必要と認めたときは、速やかに当該請求に係る補助金を実行委員会に支払うものとする。
３　区長は、補助金規則第 20 条第２項に基づく返還が発生する場合は、実行委員会から第８条に規定する補助事業実績報告書を受理後、30 日以内に第９条に規定する補助金額確定通知書及び納付書を送付し、ただちに返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し）
第 12 条　区長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により実行委員会に通知するものとする。
２　区長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（事情の変更等）
第 13 条　区長は、補助金の交付決定後に経済状勢の著しい変化その他の予期することのできない異常な事態が発生した場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
２　前項の場合においても、準備等にかかった費用については補助対象とすることができる。この場合、実行委員会は、第 12 条第１項に基づき区長に必要書類を提出することとする。

（その他）
第 14 条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、まちづくり課長が別に定める。

（書類の様式）
第 15 条　次の表の書類の項に掲げる様式は、前各条の様式番号に対応するものとする。

書類	様式
補助金交付申請書	様式第１号
補助金交付決定通知書	様式第２号
補助金不交付決定通知書	様式第３号
補助金交付決定内容変更承認申請書	様式第４号
補助事業中止（廃止）承認申請書	様式第５号
補助金交付決定変更通知書	様式第６号
補助事業中止（廃止）承認通知書	様式第７号
補助事業実績報告書	様式第８号
補助金額確定通知書	様式第９号
補助金交付請求書	様式第 10 号
補助金概算払交付請求書	様式第 11 号
補助金交付決定取消通知書	様式第 12 号
受領委任状	様式第 13 号

附　則

この要綱は、平成 23 年６月１日から施行する。

この要綱は、平成 27 年４月１日から施行する。

この要綱は、令和４年８月１日から施行する。